

対象改修工事

補助対象となるエレベーター防災対策改修工事は、以下のものになります

補助対象となる防災対策

① 地震時管制運転装置の設置

初期の微振動(P波)を感知して、本震(S波)が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置。

② 主要機器の耐震補強措置

地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。

③ 戸開走行保護装置の設置

駆動装置やブレーキに故障が生じ、エレベーターの乗場の戸が閉まる前にかごが昇降することを防ぐ装置。

④ 釣合おもりの脱落防止措置

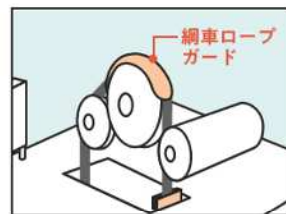
釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。

⑤ 主要な支持部分の耐震化

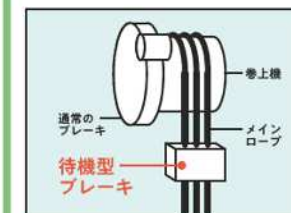
「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにする。

【防災対策改修の例】

② 巻上機の綱車からのロープはずれ防止



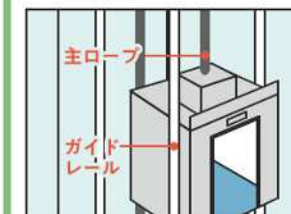
③ 戸開走行保護装置の設置



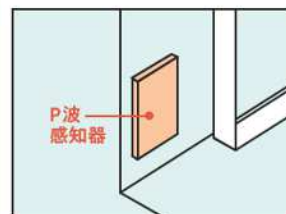
④ 釣合おもりの脱落防止措置



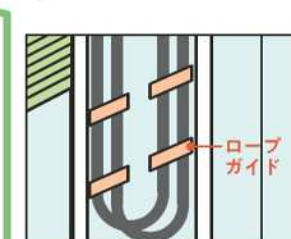
⑤ 主要な支持部分の耐震化



① 地震時管制運転装置の設置



② ロープの絡まり防止



機械室ありエレベーターの例

見積書は助成対象の金額が確認できるように作成をお願いします

工事の見積書については、助成対象工事の金額が確認できるよう作成し、ご提出ください。

※補助対象外工事と合算になっている場合は、補助対象外となる場合がございます。

助成対象が分かりやすい例)

項番	品名	数量	単価	金額	
5	戸開走行保護装置	1	1,000,000	1,000,000	○
6	地震時管制運転装置	1	1,000,000	1,000,000	○
7	主要な支持部分の耐震化	1	1,000,000	1,000,000	○
8	エレベーター意匠	1	500,000	5,000,000	×

○なにが助成対象かわかる

助成対象が分かりづらい例)

項番	品名	数量	単価	金額	
5	エレベーター工事一式	1	3,500,000	3,500,000	

×なにが助成対象かわからない

新たにエレベーターに防災対策を行う場合が助成対象になります

補助対象になる防災対策をすでに行っている場合、その部分の更新については助成対象外です。

エレベーターの改修工事を行う場合は、荒川区へ報告する必要があります

エレベーターの改修工事を行う場合、改修内容によっては、確認申請又は、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告が必要になります。事前に荒川区建築指導課へご確認ください。

※延べ面積が 10,000 m²を超える建築物の確認申請については、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課にご相談ください。